

事業活動に伴い発生するごみの 分別徹底をお願いします。

令和3年3月に北広島市のごみ処理についての計画（北広島市一般廃棄物処理基本計画）を改定し、令和3年10月から北広島市クリーンセンターの廃棄物受入基準を変更いたします。事業活動に伴い発生するごみの分別徹底をお願いいたします。

北広島市の事業活動に伴い発生するごみの分別方法

分別区分	内容	処理方法	
産業廃棄物	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじんその他特定の事業活動に伴い発生するもの	産業廃棄物処理施設へ自己搬入または産業廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼する。	
事業系普通ごみ	産業廃棄物に該当しないごみのうち、下記の生ごみと資源ごみを除くもの（例：汚れた紙類、紙製容器包装、従業員の飲食に伴い発生した弁当がら等のプラスチック製容器包装、木製家具、布類）	北広島市クリーンセンターに自己搬入（大量の生ごみの搬入はお断りします。）または事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼する。	
事業系生ごみ	野菜や果物の皮（タケノコ・パイナップル等の皮を除く）・芯・種、腐った食べ物、コーヒーやお茶がら、栗・落花生の皮、カニ・エビの殻、お菓子・ケーキ類、魚・肉類の骨（マグロ等の大型のものを除く）、内臓、ペットフード、調理くず、食品くず	北広島市クリーンセンターに自己搬入（大量の生ごみの搬入はお断りします。）または事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼する。	
事業系資源ごみ	段ボール	主として段ボール製の容器包装	資源回収業者へ引き渡し、または北広島市クリーンセンターに自己搬入するか事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼する。（ミックスペーパーはクリーンセンターには搬入できません。）
	紙パック	主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするための容器包装	
	新聞・雑誌	新聞紙、週刊誌等の書籍類	
	びん・缶・ペットボトル	従業員の飲食に伴い発生したびん・缶・ペットボトルのうち、キャップやラベルを取り、中がすすいであるもの	
	ミックスペーパー	コピー用紙、カレンダー、パンフレット等の雑紙類（資源ごみ対象品目（新聞・雑誌、段ボール、紙パック）や、紙製容器包装、汚れのひどいもの及び収集運搬許可業者の指定する品目を除く）	

※令和3年10月から、北広島市クリーンセンター受入基準を徹底するため、搬入されたごみの中に基準に適合しないごみが混入していないかなどを調べる展開検査を行います。生ごみや資源ごみ等の未分別が甚だしい場合は、改善のため指導を行うことや、受け入れず、持ち帰りを指示することもあります。事業者の皆さまにおかれましては、排出する段階から分別を徹底するようお願いいたします。

- 協業組合エクセル三和 電話：011-372-2011
- 広島建設株式会社 電話：011-372-3844
- 環境サービス株式会社 電話：011-370-7325

北広島市役所 市民環境部 環境課 電話：011-372-3311